産業建設常任委員会資料
上下水道局　経営企画課

議案第９３号
平成３０年度宝塚市水道事業会計決算認定について

資料７　阪神水道企業団との協定書

阪神水道企業団との確認書は次のとおりです。

宝塚市への新規供給に関する確認書

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）から宝塚市への新規供給に関する協議について、構成４市水道部局、宝塚市上下水道局及び企業団間で、下記のとおり確認する。

記

１．水量について

企業団が宝塚市へ供給する水量（１日最大給水量）は27,350㎥/日とする。

なお、水量（１日最大給水量）については、「平成29年４月１日から10,000㎥/日、平成30年３月１日から27,350㎥/日とすること。」及び「宝塚市の水道事業変更認可申請にかかる厚生労働省との協議等により変動する可能性があること。」を前提として協議を進める。

２．時期について

企業団から宝塚市への供給開始時期は、平成29年４月１日とする。

３．宝塚市の費用負担について

宝塚市は、企業団からの供給に伴い、下記の費用を負担する。

(1) 供給開始前の費用負担

企業団を組織する市の分賦金及び一般会計繰出金等により整備してきた企業団の既存施設を、新規供給に伴い宝塚市が利用するための負担金

(2) 供給開始後の費用負担

企業団の経費に充てるための「阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年制定）」に基づく分賦金及び「上水道布設第５期拡張事業等に係る繰出しについて（平成４年制定）」、「児童手当に係る繰出しについて（平成24年制定）」に基づく一般会計繰出金

４．施設整備について

宝塚市への供給点（取引流量計）までの施設整備は、企業団が企業団の負担により実施する。ただし、供給点は企業団が指定する場所とする。

この確認書を証するため本書６通を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成26年 7月 7日

神戸市水道事業管理者　　見　通　　孝

尼崎市水道事業管理者　　藤　田　末　廣

西宮市上下水道事業管理者　掛　田　紀　夫

芦屋市上下水道部長　　青　田　悟　朗

宝塚市上下水道事業管理者　森　　増　夫

阪神水道企業団企業長　　山　中　　敦